

## TOPIC

# 金融機関によるM&A支援における留意点

## 1 事業承継・M&Aに係る

### 金融機関の態勢整備

株式会社3Rマネジメント代表取締役 中小企業診断士 渡邊 賢司



中小企業のM&Aは、現在変革期を迎えている。後継者不在時の事業存続の手法として、また起業、成長の手段として、近年、一般的になりつつある。一方でトラブルや詐欺など問題となる事例も出てきている。中小企業庁も2024年8月30日に「中小M&Aガイドライン―第三者への円滑な事業引継ぎに向けて―」を改訂し（第3版）、

利益相反や経営者保証、契約の注意点など、M&Aに関する制度や考え方などを急ピッチで整備している。

金融庁は、同年6月27日に「中

小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」（以下、「監督指針」という）等の改正案を公表し、M&A支援に関する態勢整備を行うよう明記した（同年10月1日適用開始済）。

金融機関としては、M&Aの手数料収入や新規融資等による収益拡大が見込める一方で、前述の利益相反やトラブルに該当しないよう注意して支援していく必要がある。多面的かつ中長期的に地域経済の発展を考えていくことが必要だからだ。本稿は、金融機関としての態勢整備を中心に、M&A支援を行う本

来の目的や注意点等について解説する。

#### 一 金融機関としてM&A支援を行う本来の目的

#### 1 黒字廃業による地域経済の衰退

現在、休廃業・解散する企業は増加傾向にあり、年間5万社近くに上る（図表1）。また、そうした企業の黒字割合も50%以上である（図表2）。この傾向が続くと、地域経済は衰退の一途である。地域金融機関も当

然、貸出先の減少で収益が減少していく。したがって、事業承継・M&A支援は金融機関にとって喫緊の課題である。

また、近年長引く低金利環境の中で、地域金融機関も金利以外の収益源を確保することが必要不可欠となっている。M&Aの支援による手数料収益は、その代表的なものであるが、金融機関がM&A支援を行う本来の目的は、それだけではない。

#### 2 事業承継・M&A支援の態勢整備

近年、M&Aという手法は、

## 金融機関によるM&amp;A支援における留意点

2 M&A支援に関する監督指針改正および  
中小M&Aガイドライン改訂の概要

中央総合法律事務所 弁護士

小宮 俊

中央総合法律事務所 弁護士

木村 俊太郎

2024年6月27日、金融庁

は、地域金融機関等によるM&A支援を促進するため、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等（以下、「監督指針」という）の改正案を公表した（以下、「本監督指針改正」という）。

同年8月30日には、「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について（以下、「パブリック回答」という）とともに、改正後の監督指針が同年10月1日から適用されることが公表された。

加えて同年8月30日には、「中小M&Aガイドライン（第3版）」第三者への円滑な事業引継ぎ

に向けて」へ改訂された。

そこで本稿では、これらの改正の要点について概観するとともに、地域金融機関等における実務対応上の留意点について述べることにする。

なお、本稿中で意見にわたる部分については、筆者らの個人的見解であり、筆者らが現に所属したまたは過去に所属した組織・団体の見解ではないことに留意されたい。

## 一 地域金融機関等におけるM&amp;A支援の促進等に関する監督指針改正の概要

## 1 本監督指針改正の背景

わが国の地域経済を支える存在である中小企業は、後継者不在や経営者の高齢化といった課題に直面しているが、円滑な事業承継や企業の成長・生産性の向上等の手段としてM&Aを活用する動きが広がっている。特に地域に根差した事業者においては、親族内承継の限界や市場縮小といった環境要因も重なり、M&Aを通じた外部承継へのニーズが高まっている。

こうしたなか、地域金融機関は、日々の取引関係を通じて中小企業の財務状況や事業展開、経営課題を把握する立場にあるところ、今回の監督指針改正では、地域金融機関に対し、顧客企業に対するコンサルティング

機能のさらなる強化の一環として、M&A仲介やアドバイザリー業務（FA）、M&A後の事業統合（PMI）等のM&A支援にこれまで以上に積極的に取り組むことを促している。

加えて経営者保証がM&A・事業承継の支障となっているケースもあるとの指摘がされていることを受けて、本監督指針改正では、金融機関に対し保証契約の見直し・説明の徹底などが盛り込まれている。

## 2 本監督指針改正の具体的な内容

## (1) 金融機関におけるM&amp;A支援の促進



# 特殊詐欺・投資詐欺被害者の 早期被害回復に向けた施策展開の概要等

一般社団法人全国銀行協会 事務・決済システム部 M P N 室室長 岡島 弘展

近時、特殊詐欺やSNSを利用した非対面型の投資詐欺等の被害拡大を背景として、犯罪利用預金口座等に係る資金による被害回復分配金の支払等に関する法律（以下、「振り込め詐欺救済法」または「法」という）に基づき、振込利用犯罪行為の被害者（以下、「被害者」という）が当該犯罪行為に利用された預金口座等の開設金融機関に対し、債権者代位訴訟を提起する事例が急増している。

これは、預金等の債権消滅手続の終了による被害回復分配金支払手続の開始を阻止することを目的としたものと考えられるが、顧客利便性の向上と訴訟経

済の改善の両立の観点から、全国銀行協会（以下、「全銀協」という）は、2025年3月、被害者からの「権利行使の届出」の受理により、債権消滅手続の終了に向けた事務処理を行うことが可能である旨、会員銀行に通知した（注1）。

そこで、本施策の背景、概要および今後の課題等について概説する（注2）。

## 一 特殊詐欺およびSNS型投資詐欺による被害状況等

オレオレ詐欺をはじめとする特殊詐欺（注3）による被害（認知・検挙状況）は、高齢者の中

心に依然として高い水準にあるが、これに加え、近時はSNS等を通じ、投資等の名目で金銭をだまし取るSNS型投資詐欺や法人口座を悪用した事案が急増しており、預金口座を通じた金融犯罪への対策が急務となっている（注4）（図表1および図表2）。

こうした状況を受け、2024年8月、警察庁および金融庁は、両庁連名により、全銀協を含む金融団体等（注5）に対し、預貯金口座の不正利用等防止に向けた対策を要請した（注6）。

これは、預金取扱等金融機関に対し、①口座開設時における不正利用防止および実態把握の

強化、②利用者側のアクセス環境や取引の金額・頻度等の妥当性に着目した多層的な検知、③不正の用途や犯行の手に着目した検知シナリオ・敷居値の充実・精緻化、④検知およびその後の顧客への確認、出金停止・凍結・解約等の措置の迅速化、⑤不正等の端緒・実態の把握に資する金融機関間での情報共有、⑥警察への情報提供・連携の強化を要請するものである。

もつとも、本要請後においても、特殊詐欺、とりわけSNS型投資詐欺等の被害状況は引き続き憂慮すべき状況にあり、こうした事情を背景として、これらの被害者またはその訴訟代理



# 金融取引法研究会 Report④0

担当・事例設定：  
弁護士  
及部 裕輝

## 年金が振り込まれている預金との相殺

今回は、年金が振り込まれている預金との相殺についてとりあげていく。法律上、実務上の様々な意見交換をしつつ、その対応に検討を要するテーマについて、質疑応答を行い、座談会形式で誌面に反映していく。また、ディスカッションにおける臨場感を誌面に反映させたいという思いから、可能な限り原発言をそのまま採用している。そのため、明快な記述ではない箇所や項目によっては、最終的な結論に関する記述が欠けている箇所があることについて、ご容赦いただきたい。なお、本報告の個人的な見解であり、所属する組織の意見ではない。

### 〈座談会発言者〉

笹川 豪介

(弁護士・株式会社レアゾン・ホールディングス執行役員CIO  
SO/DPOコーポレートガバナンス企画開発部長、インハウ  
スハブ法律事務所、元信託銀行  
所属。当研究会座長)

(以下五十音順)

及部 裕輝

(弁護士・元メガバンク法務部  
門所属)

金木 伸行

(弁護士・岩田合同法律事務所)

鹿浦 大観

(弁護士・三井住友銀行)

福谷 賢典

(弁護士・島田法律事務所)

藤井 友弘

(弁護士・元メガバンク法務部  
所属)

### 〈事例〉

1 甲銀行はX(個人)との間でカードローン取引や貸金庫取引を行っている。

2 2024年5月末日までは、Xの普通預金口座(以下、「本件口座」という)に対し、「アルファカブシキカイシャ」から毎月40万円の入金があり、これを主たる原資として、カードローン取引および貸金庫取引に係る債務についての支払いが行われていた。

3 しかし、2024年6月以降は、当該40万円の入金はなく